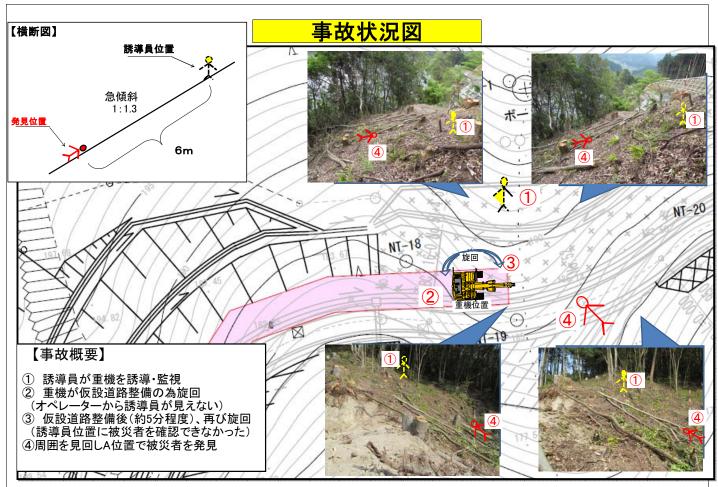
	事故種類	労働災害	発生日時	平成25年4月15	日 9時50分	事故当事者	1次下請け			
	事故区分	労働災害	年齢性別	55歳女性	職種	軽作業員				
	被災程度(全治)	下顎骨骨折(カガクコツコッセツ)、	顎骨骨折(カガクコツコッセツ)、右耳介剥離創(ミギジカイハクリソウ)・・全治1ヶ月半							
		管理用道路整備を目的とした切土施工に必要な仮設道路設置時に発生。 被災者は急斜面(1:1.3)にて仮設道路造成中のバックホウを誘導・監視していたが、監視位置から6m下方向に 離れた場所にて倒れ気を失ってていたところを重機の運転手に発見された。本人は被災時の記憶が無く、他に目 撃者も不在のため事故原因は不明。 労働基準監督署の見解では、何らかの原因で滑落し顔面を強打し意識を失った可能性が高いとのことだった。								
	事故原因等	・事故原因は不明だが、急傾斜地(1:1.3)での作業であり、急傾斜地での安全対策が不十分だった。								
	改善策等	・急傾斜地での作業時には、親綱安全帯を使用する。								
	類似工事(他工事)へ活用でき る対策等		の安全協議会を開催し、類似工事における再発防止に向けた注意喚起を促した。(4/17) 監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。							



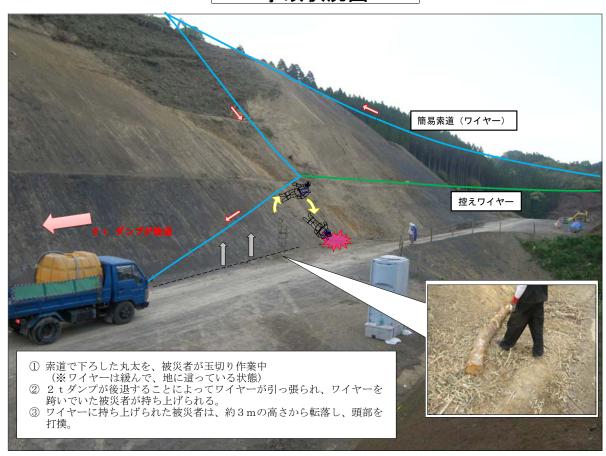
## 改善策



斜面での作業時には親綱安全帯の着用を義務付けた

	事故種類	労働災害	発生日時	平成25年4月19	9日 11時50分	事故当事者	1次下請け		
	事故区分	労働災害	年齢性別	54歳 男性	職種	法面工			
	被災程度(全治)	第二頚椎骨折(神経への損傷なし)、骨盤(坐骨)骨折 全治3ヵ月の見込み							
	事故概要	法面上部の切土作業準備のため、法面上部から簡易索道(ワイヤー)を張り、2tダンプの前面フックを利用し、ダンブをバックさせてワイヤーを引き伐採材を法面下まで下ろす、集積作業を行っていた。被災者は法面下の平場に降りてきた伐採材(直径25cm、長さ4m)を撤去するために、玉切を行っていたものであるが、この時に2tダンプの運転者が、ダンプをバックさせてしまい、被災者はワイヤーを跨いで作業を行っていたため、張って上方へ上がったワイヤーに引っかかり、地上から約3m程度持ち上げられ、頭部から落下し被災した。							
	事故原因等	法面下に下ろした伐採材は、集積場へ運んでから玉切などを行う手順であったが、事故発生時は正午前であり、午前中の作業は法面下に伐採材を下ろしたところで終了したものである。しかしながら、 ①被災者は産廃処理運搬車が昼休み時間中に入ってきた場合、伐採材が通行に支障になることを考慮し、 法面下で玉切を行っていた。このため足元にワイヤーがあり、被災時にはワイヤーを跨いだ状態であった。 ②ワイヤーを引っ張る2tダンプの運転手も、被災者と同様に産廃処理運搬車の通行に支障になることから ダンプを移動させようとしたものであり、この時ワイヤーはフックから外れていると誤認していた。							
	改善策等	②ワイヤーに数メートル毎に赤高く上がらないよう、低い箇所が	色テープ等で目 いら控えワイヤー	かない作業の禁止を、打ち合わせ時に徹底する。 等で目につくようにし、ワイヤー付近で作業しない。また、ワイヤーが イヤーを設置する。 とて、見張員の合図により作業を行うことを徹底する。					
	類似工事(他工事)へ活用で きる対策等	<ul><li>・作業手順の厳守と指示のない作業の禁止の徹底。</li><li>・事務所内の督員職員及び関連業者へ事故内容の周知を行い、事故防止、安全管理を徹底する。</li></ul>							

## 事故状況図



## 改善策

・ 簡易索道をやめ25tクレーンによる集積作業を行う

## 【索道で作業を行う場合の対策】

- - 詳細な作業手順書の作成と現場での徹底

  - ・ 機械集材装置(巻上げ機)を使って索道を操作する。
  - ・ ワイヤー付近での作業は厳禁とし、特に作業索の内角はバリケードで 立ち入り出来ないようにする。
  - ワイヤーに数m毎に赤色テープ等で目印をつけ位置の認識が出来る ようにする。
  - ・ 見張り員(誘導員)を配置し合図を徹底する。又、作業員全員に無線を 持たせる。
  - ・控えワイヤーを使用するときは、ワイヤーの動きが大きくならないよう、 低い箇所から設置する。

